

平成 24 年度第 2 回理事会次第

日 時 平成 24 年 5 月 26 日 (土) 10 : 00

会 場 千葉県社会福祉センター5 階研修室

1. 出席者及び資料の確認
2. 開会
3. 会長挨拶
4. 議 題 (1) 各委員会報告事項に対する質疑
(2) 議事 1. 社会的養護に関する第三者評価への対応について
2. その他
(3) その他
5. 閉会

<企画部会>

部会の開催はありません。

<地域集会世話人会>

日時：平成 24 年 5 月 19 日(土) 10:00~12:00

場所：千葉県社会福祉センター4 階第 2 会議室

参加：会長、世話人 7 名、企画部会 4 名

- ① 各地区からの報告（各世話人およびエリア担当の企画部会員）
- ② 代議員選出について（会長）
- ③ 意見交換

地域集会開催ガイドラインの見直しについて

→エリア担当制を試行していることや、通信費等の費用補助が各地区の実情とずれてきていることから、あらためて各地域集会の会計状況や課題を整理し、ガイドラインの見直しが必要な箇所の検討をおこなう。

<三団体連絡協議会>

会議の開催はありませんが、メーリングリストでソーシャルワーカーデイのポスター等について意見交換をおこないました。

【広報部会】

今回、開催された会議はありません。

前回理事会で報告させていただいた、『点と線』第79号の内容が、下記の通り一部変更となりました。

○地域集会報告(鎌ヶ谷地区)

→ 地域集会報告〔番外編〕『福祉道場』について(柏・我孫子・野田・流山地区)

○悩める社会福祉士相談室 → 〔タイトル未定〕読者からの相談受付

【災害対策委員会】

日時:平成24年4月25日(水)19:30~22:00

会場:ヒューマン・レインボー事務室

参加者:目黒、榑林、佐久間、泉澤、田中、本山、松本、鈴木(順不同、敬称略)

議事内容

1. 大規模災害時支援活動協力会員登録の状況について

- ・ 4月25日現在、登録者数は6名。しかし東日本大震災の際に登録した方など、登録用紙の提出はされていないが、潜在的に登録するつもりのある会員は多くいるだろう。
- ・ 職務として被災地支援を行う方もいるため、会の被災地支援協力会員への登録との線引きがされていないのかもしれない。
- ・ 登録しやすさを担保するため、登録から活動依頼、活動への参加、といったフローチャートを作って提示してみてもどうか。
- ・ 登録者及び以前の活動への参加者に対して研修を開催し、そこで登録を呼びかける。
- ・ 新入会員には、入会と同時に登録用紙を渡しても良いのではないか。
- ・ 登録した方に対しても、一定の割合で「被災地支援の活動報告」などメールマガジンのようなものを発行すると、支援への気持ちが継続していく。
- ・ 会のSNSやfacebookなどのソーシャル・ネットワーク・サービスを利用している会員には、グループを作って情報の共有化を図る。
- ・ 東日本大震災時の登録会員には、自動更新することを伝え、継続しない方からの連絡を募る方法を取ってはどうか。

2. 今後の他機関、他県士会等との連携について

- ・ 東日本大震災では、各地で災害ボラセンが立ち上がったが、地域によって内容に差があった(特にスタート時点)。
- ・ 行政の災害対策本部にもそれは言えることだが、結局情報が集まり方向性が決まるのはあくまでも災害対策本部で行われること。
- ・ 災害ボラセンとしては、災害対策本部からの情報共有が必須だが、そのコネクションが上手くいかなかった地域が多かったのではないか。
- ・ 現場の社協マンとしては、スーパーバイズを一番必要としていた。専門的でなくても、第三者の冷静な目が入ることが重要。
- ・ 「災害ボラセンの社会福祉士をサポートします！」と前面に打ち出し、災害ボラセンと災害対策本部との橋渡しができるような支援をしていきたい。
- ・ 一方的な支援の押し売りは(特に平時での)受け入れてもらえない。県社協との連携をまず行い、県内の市町村社協への災害時の協力体制を固め、通知してもらう。

同時に、共催の研修なども企画する。

- ・ 県社協との連携→市町村社協への周知、という公的な連携と同時に、市町村社協の社会福祉士への個別の働き掛け(有事の際の協力について)を行う。

3. 東日本大震災への支援活動について

- ・ どんな形であれ、継続をしていくことで「東北で起きていることを忘れない」というメッセージを伝えていくことが大事。
- ・ 被災地で活動している方たちからは、ボランティアや支援の内容はともかく「一緒に時間を共有すること」が望まれている。
- ・ 復興支援のフェーズは落ち着いてきた。これからは地域コミュニティの再生の段階に入るが、非常に難しい段階になる。
- ・ 地域コミュニティづくりを支えてきた人たちが疲弊している。支える人たちを支える支援が必要。
- ・ ボランティア受け入れをしている地域でボランティア活動(農地がれき撤去など)→いわき社協の生活相談員の激励、というツアーを企画する。

4. 震災対応マニュアルの共有に向けてのアンケートについて

- ・ 柏社協の地域包括支援センターで、震災対応マニュアルが整備された。どんな思いで作ったのか、どこに重点を置いたのか等について研修講師依頼をしてはどうか。
- ・ 各地の地域包括や在宅介護支援センター等の事業者に対しての研修は、意義があると思われる。柏社協の山口さんに依頼を。

5. 災害関係研修について

- ・ 東日本大震災での活動報告
- ・ 相談支援のロールプレイ
- ・ 災害ボラセンの立ち上がりなど、被災した際の流れについて
- ・ 各々が職場で何が出来るかを、グループワークとしてディスカッション
- ・ 被災地支援をするということ→3. のボランティアツアーにつなげる。
- ・ 研修参加者、協力会員登録者には、シールを渡すなどして一体感を醸し出す。

6. その他

- ・ 地域集会などで、災害ボランティアについて話をする機会を持つ
- ・ 『ガイドライン』を会のHPに独立したページとして掲載してもらう。

【理事会への追加報告】

- 上記報告中、3. の第5項については、平成24年7月4日(水)～5日(木)の日程で、福島県いわき市及び宮城県石巻市を訪問し、ボランティア活動及び現地災害ボランティアセンタースタッフとの情報交換会を企画しました。今年度の被災地支援活動協力会員登録者及び昨年のおわき市災害ボラセン支援活動に参加された方々にアナウンスし、現在参加者を募集しています。
- 平成24年5月6日に茨城県及び栃木県の一部にて発生した竜巻による被害が甚大であったため、茨城県社会福祉士会及び栃木県社会福祉士会に対し、5月8日に神山会長と災害対策委員長の連名にて、下記の通り災害時支援の申し入れを行いました。

<以下、本文>

茨城県(栃木県)社会福祉士会会長 様、

日頃よりお世話になっております。

また、5月6日に発生した竜巻による被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、千葉県社会福祉士会では、災害対策委員会を立ち上げ、大規模災害時に支援活動を行う準備をしております。

今回の被害の対応について、貴会会員の皆様におかれましてはご多忙を極めている状況とお察しいたします。

当会会員も支援活動にご協力させていただき準備を整えておりますので、必要のある時にはどうぞご連絡をいただければ幸いに存じます。

本来であれば、文書にてご連絡を差し上げるべきところですが、緊急事態でございますので、取り急ぎメールでのご連絡で失礼いたします。

今後ともよろしく願いいたします。

平成24年5月8日

千葉県社会福祉士会会長 神山裕也

災害対策委員長 鈴木将人

<本文、以上>

- これに対し、茨城県社会福祉士会の竹之内会長から、申し入れに対してのお礼のお返事をいただきました。支援活動自体は、今回は地元のマンパワーで対応されたそうです。

地域包括支援センター部会報告事項

報告事項

高齢者虐待防止対策研修会を 6 月 19 日に千葉県庁 5 階で実施する予定。

講師は千葉県弁護士会 田中 千華氏、荒川俊哉氏

千葉県社会福祉士会 須田 仁氏、平野 香氏に依頼済み。

障害者虐待防止対策研修会について

昨年度は同研修は県障害福祉課の意向では千葉県社会福祉士会に委託予定だった。

千葉県では千葉県自立支援協議会の権利擁護専門部会が障害者の権利擁護の推進の役を果たしており、同部会のメンバーが研修を行うべきとの意見もあがっていた。

障害者虐待防止対策研修は共通講義と市町村職員向け、相談支援専門員向け、施設管理職向け、施設従事者向け、居宅従事者向けの 6 つに分類されることになったが、県が共通講義と市町村向け研修を直営で行うことになり、残りの講義は委託先を公募することとなった。

昨年度は今年の研修は千葉県社会福祉士会に委託することが予想されていたため、当会より 2 名が講師養成研修を受講したが今年は千葉県自立支援協議会の権利擁護専門部会のメンバーのみが受講する予定。

昨年検討されていた当会への委託は行われるかが不透明な状況になっている。

相談事業部会報告事項

平成 24 年度「福祉のしごと就職フェア・in ちば」の相談コーナーについて
千葉県福祉人材センターより今年度の相談員派遣の要請があった。

平成 24 年 7 月 14 日(土) 午後 1 時～4 時 幕張メッセ国際会議場

平成 24 年 10 月 20 日(土) 午後 1 時～4 時 幕張メッセ国際会議場

各日 2 名の相談員の派遣を調整中。

業務報告

平成23年度「福祉のしごと就職ガイダンス」業務報告
平成23年9月23日(金・祝) 12:00～15:30
千葉県福祉人材センター ちば駅前バンク

総合相談委員会 山本誠一

【発表】

「私の国家資格突破法」 20分
※内容は別紙レジュメのとおり

【個別相談】

相談人数 3名(順番待ちがありましたので、帰ってしまった方が数名いました)

【相談内容】

- Q. 過去問を解く勉強方法をもっと詳しく教えてください。
A. (自分の体験談から過去問の解き方をお話いたしました)
- Q. 今、社会福祉士の試験勉強をしているのですが、行き詰っています。そんな時はどんな風な勉強方法をしましたか？
A. (自分の体験談をお話いたしました)
- Q. 60歳になるんですが、社会福祉士をとるのは遅いですか？
A. 社会福祉士会では60歳以上の方も中心となっております。
- Q. 試験勉強をする時間がないのですがいつ勉強すればいいか？
A. 年に1回の国家試験ですので、自分に甘えず勉強する時間をつくらなければなりません。
- Q. 専門学校に通っているのですが、学校のテキストはやったほうがいいですか？
A. テキストは全部読むのは大変なので、過去問をやってわからないことをとテキストで補うように私はしました。

【総評】

今回こられた方々は実際に社会福祉士の資格を受けようとしている人なので、具体的な勉強方法や、受験の臨み方、テクニックの質問が多かったです。
発表では、自分自身の体験談や、勉強方法、勉強に専念した時期をお話いたしました。
特に、暗記重視の勉強方法でなく、過去問を解きまくる勉強方法をお話ししましたところ、「実践したいのでもっと詳しく教えてください」との質問が多かったです。

平成 23 年度 福祉ふれあいまつり
参加意向調査票

団 体 名	社団法人 千葉県社会福祉士会
担 当 者	にしおか まさやuki / やまもと せいじ 西沢 将行 / 山本 誠一
電 話 番 号	通 常 西沢
	当日緊急連絡 山本
参 加 人 数	2人 山本-久保田
必 要 物 品	机 2、椅子 4
参加内容 (販売品等具体的に)	福祉に関する一般相談受付 相談援助の専門職である社会福祉士 が、福祉の相談にお答えします。
備 考	

9月26日(月)までに福祉ふれあいまつり実行委員会
(事務局：保健福祉調整課)までご提出ください。

FAX 047-453-1547

出欠確認を兼ねております。

@

[研修委員会]

研修啓発部会

【報告】

1 基礎研修 I

申込締切期間が6月15日まで。

締切以降はキャンセル待ちとして受付をする。

2 東京成徳大学 キャリアアップ講座についての派遣依頼あり

○契約条件は昨年度同様

科目数 : 19科目

日数 : 10日間(土曜日2コマ開講のため日数は減)

期間 : 10月6日～1月5日

契約(覚書)については、講師の調整後取り交わし予定。

2012（平成24）年度 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験直前対策講座

日程（★印は、社会福祉士・精神保健福祉士共通科目、☆は共通科目予定）

	日時	教室	科目名	講師
1	10月6日（土）1時限			
2	2時限			
3	10月13日（土）1時限			
4	2時限			
5	11月10日（土）1時限			
6	2時限			
7	11月17日（土）1時限			
8	2時限			
9	11月24日（土）1時限			
10	2時限			
11	12月1日（土）1時限			
12	2時限			
13	12月8日（土）1時限			
14	2時限			
15	12月15日（土）1時限			
16	2時限			
17	12月22日（土）1時限			
18	2時限			
19	1月5日（土）1時限			

ぱあとなあ千葉平成 24 年度第 1 回運営委員会 記録

- 1 実施日時：平成 24 年 5 月 10 日(木) 17：00～19：00
- 2 場所：社会福祉センター4 階会議室
- 3 出席者： 鈴木、櫻井、吉田、片野、朽名、石山、中山、出口、福島、田中、辻村（報告）
（新委員）：大浦、今川、石橋、奥野
欠席者： 篠田

4 議事

(1) 平成 24 年度第 1 回理事会(4 月 21 日)の報告(鈴木委員長)

24 年度第 1 回通常総会議案の検討を実施した。

なお、今回から総会は代議員制度が適用となる。

(2) 24 年度成年後見人養成委託集合研修受講者の決定

- ・ 32 名の受講申込があった。
- ・ 基礎研修未受講 2 名、未入会 1 名、で 3 名が受講資格のないことが確認されたので、残りの 29 名が受講者と決定した。

(3) 次期(24 年 6 月～26 年 5 月)運営委員の選任・担当

委員は現在 12 名。来期は 2 名(中山、田中) 辞任・4 名(大浦、今川、石橋、奥野)新任により合計 14 名となる。各担当は以下の通り。

[担当]

委員長	： 櫻井
副委員長	： 吉田、出口
研修担当	： 出口、石山、大浦、石橋、篠田
法人後見	： 片野
広報	： 福島
虐待防止	： 朽名、今川、石橋
コーディネーター	： 櫻井、吉田、奥野、片野
会計	： 辻村
電話相談	： 片野
渉外	： 櫻井、今川
無任所	： 鈴木

5 各担当より報告

(1)研修

① ぱあとなあ千葉サポート

- ・ 5 月は開催しない。6 月は 16 日午後実施する。

② 支部委託養成研修

- ・ 本日、受講者が決定した。
- ・ 本人への通知は事務局から 5 月下旬までに実施する。

(2)法人後見

- ・「法人後見に関する規程」案を検討した。
- ・16 条の損害賠償の条項に関し、原案を修正し、補償は損害賠償保険の範囲とする、「執行者に対し求償権を有する」との条項は残す、こととした。
- ・修正後、理事会に提案することとする。

(3)広報

- ・広報発行作業に係る交通費を今後請求してもらうようにする。

(4)虐待防止

- ・今年 10 月から行政において障害者の虐待防止の取組がなされる。
- ・会員からは、ぱあとなあの虐待防止への取組状況や役割が分かりにくいとの意見があった。
- ・今後、研修等を通じて情報の発信を検討する。

(5)コーディネート

- ・3 地区に分けて作業しているので、それぞれの地区からの委員が参加することが望ましい。

(6) 会計

- ・特になし。

(7)電話相談

- ・公益事業の中核的な活動であるので、今後も充実させていく。
- ・成年後見を受任した初心者からの相談も継続していく。

(8)渉外、その他

- ・ぱあとなあの認知度を高めるため、福祉施設、関係機関へのPRや、連携を進める。

次回委員会 6月13日(水) 6:00から

以上

独立型社会福祉士委員会 活動状況（平成 24 年 4 月 14 日～平成 24 年 5 月 23 日）

1. 独立型社会福祉士活動・養成部会

4 月 21 日、打ち合わせを行う予定だったが、研修会等が重なったため、会議は行えなかったが、その後、少し時間が取れたため、一部の委員と 6 月以降の活動について打ち合わせを行った。

大浦次期理事を中心として、6 月 16 日、独立型社会福祉士委員会 定例会と委員会を開催する予定（10：00～）。

2. 社会復帰促進支援・社会貢献活動部会

ホームレス支援活動

4 月については、夜間訪問活動等を行えず。

5 月 29 日 21：00～22：00 頃 千葉市職員と千葉駅周辺を夜間訪問活動予定。

なお、一部の部会のメンバーは、20：00 頃より、活動予定。

※ 私は、5 月 31 日を持って、理事並びに独立型社会福祉士委員会 委員長を退任させて頂くこととなっております。在任中は、三役・理事の皆様には多くのご協力を賜りましたことに感謝しております。

これからも、本会の活動について、いろいろとお世話になるかと思っておりますので、今後ともどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

独立型社会福祉士委員会 委員長 川島 隆太

【事務局報告】

○ 後援

- ・日本司法福祉学会第 13 回全国大会（東京大会）8 月 4 日～5 日
- ・福祉のしごと就職フェア・in ちば 7 月 14 日

○ 講師依頼

- ・「いわき・ふれあい・ふくし塾」（安心生活創造事業について） 日程調整中 神山会長

○ 来賓依頼

- ・非営利特定活動法人 日本消防士会 千葉県北部支部 平成 24 年度定期総会 4 月 22 日 目黒副会長

○ 理事推薦依頼

- ・会員外理事推薦依頼の回答 千葉司法書士会 池上 由紀江氏、千葉県精神保健福祉士協会 近藤 昭子氏、日本社会福祉士養成校協会 川口 一美氏、千葉県弁護士会 田中 知華氏

○ その他

- ・千葉県社会福祉協議会 第 1 回理事会 5 月 29 日 神山会長
- ・公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会 公益社団法人認定並びに法人名称変更の案内
- ・千葉県ホームヘルパー協議会 総会の終了のお礼を頂く
- ・千葉市保健福祉局 高齢障害部高齢福祉課
千葉市あんしんケアセンター運営委託法人の審査・選定に係るヒヤリングの実施の通知 6 月 4 日

**** 会員情報 ****

4 月 30 日現在 正会員:1,211 名（新入会:15 名、転入:2 名、転出:1 名、退会:3 名）

➤ 5 月会員情報（日本社会福祉士会）より

平成 24 年度第 1 回理事会議案資料

議案 1 社会的養護に関する第三者評価への対応について

前回理事会において継続審議となっておりますが、当面の対応として以下の方針により執行することについて、理事会の承認を求めます。

1. 情報公表部会に携わっていた会員の受皿と成り得るか、情報公表部会員および同部会員経験者から希望者を募り検討を行う。
2. 上記検討作業は第三者評価以外の事業についても、会員が携われる新規事業について併せて検討する。
3. 上記検討作業は情報公表部会の延長として行うこととし、経費も情報公表部会枠から執行する。但し、財目計上した予算額にとらわれず、交通費等実費相当額の費用弁償を認め、それ以外の支出については都度理事会に諮るものとする。

社会的養護関係施設の第三者評価等について（概要）

1. 福祉サービス第三者評価事業について

- 福祉サービスの「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立的な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。
- そのメリットは、自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、取り組みの具体的な目標設定を可能とするとともに、評価を受ける過程で、職員の自覚と改善意欲の醸成、課題の共有化が促進されること。また、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られること。
- 行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものを目指し、福祉サービスの質の向上を意図している。

○第三者評価の実施状況（平成22年度）

- ・受審件数：2985件（うち東京都1979件、京都府207件、神奈川県148件、愛知県110件、大阪府80件）
- ・評価機関数：454機関
- ・評価調査者養成研修修了者数：815人（平成22年度までに合計10,474人）
- ・受審率：特別養護老人ホーム7.52%、知的障害者入所更生施設5.07%、保育所3.71%、児童養護施設14.01%、乳児院12.20%

○第三者評価の推進体制

- ①全国推進組織：全国社会福祉協議会
 - ・第三者評価事業普及協議会及び第三者評価基準等委員会を設置
 - ・第三者評価機関認証ガイドライン、第三者評価基準ガイドライン等の策定 等
- ②都道府県推進組織：行政32、社協12、社団財団2、その他1
 - ・第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会を設置
 - ・評価機関の認証、評価調査者の研修 等

○第三者評価事業の経緯

- ・平成10年6月、「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」で第三者評価の実施を提言
- ・平成12年6月、施行された社会福祉法第78条で「福祉サービスの質の向上のための措置等」を規定
- ・平成13年3月、「福祉サービスの質に関する検討会」で、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をとりまとめ
- ・平成13年5月、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領」を局長通知として発出
- ・平成16年5月、「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」を局長通知として発出
- ・平成22年3月、第三者評価ガイドラインの見直し（共通53項目）

2. 社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代執行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成16年通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成24年通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3年に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3年で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない

※「全国推進組織」は、全国社会福祉協議会

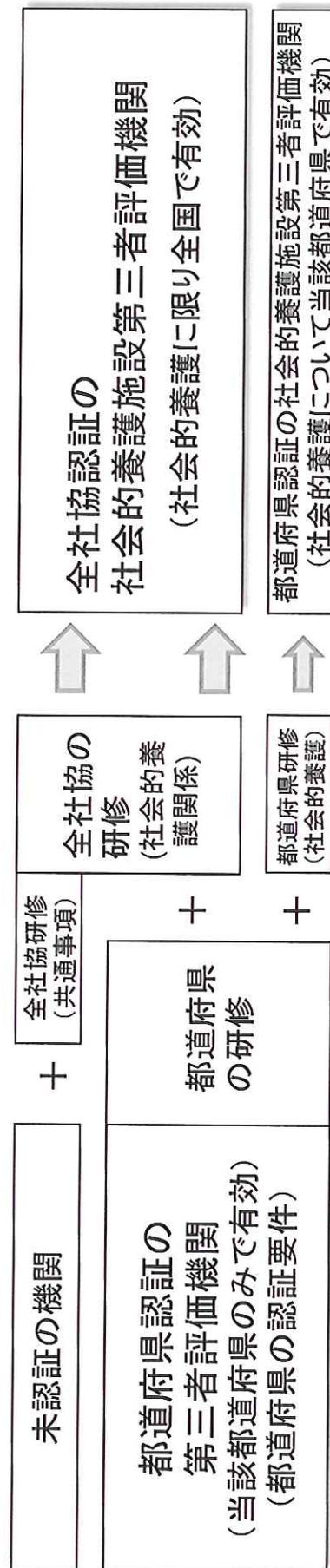
3. 社会的養護関係施設の第三者評価基準について

社会的養護関係施設については、種別ごとの施設運営指針を策定したところであり、これに対応した全国共通の第三者評価基準を作成した。評価機関の広域的な活動を促進できるよう、原則として、全国共通の第三者評価基準によって行う。



4. 社会的養護関係施設の第三者評価機関の認証について

社会的養護関係施設は各地域での数も少なく、また、義務実施に当たり一層質の高い第三者評価が求められることから、当該施設の特質と動向を十分知り、当該施設の評価を多数経験し、当該施設の質の向上に資する取組に意欲を持つ評価機関であることが必要である。このため、既存の第三者評価機関の認証とは別に、社会的養護関係施設の設置の評価機関についての新たな認証を全国共通で行う。



5. 福祉サービス第三者評価事業に関する指針と社会的養護関係施設の評価との関係

福祉福祉法第78条第1項（福祉サービスの質の向上のための措置等）

「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」

(社会的養護関係施設)

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」

特別の
取扱い

「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」

(雇児局長・社援局長通知(新規))

- 社会的養護関係施設の第三者評価等の特別の定め
 - ・全国推進組織による評価機関の認証、研修等
 - ・社会的養護の各施設の評価項目

(別添1～5)第三者評価基準(各施設版)

「社会的養護関係施設における第三者評価基準の各評価項目の判断基準等について」

(家庭福祉課長・福祉基盤課長通知(新規))

(別添1～5)第三者評価基準の各評価項目の判断基準、評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点(各施設版)

(別添6～13)利用者調査の実施方法等(各施設版)

(別添14～18)第三者評価結果の公表事項(各施設版)

(福祉サービス共通)

福祉サービス第三者評価事業に関する指針

- (別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン
- (別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
- (別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン
- (別添4) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン
- (別添5) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

平成16年5月7日雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」

(今回廃止)

- ①「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点(児童入所施設版)
- ②「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点(児童養護施設版)
- ③同(母子生活支援施設版)
- ④同(乳児院版)
- ⑤同(児童自立支援施設版)
- ⑥同(情緒障害児短期治療施設版)

①～④は、平成17年3月29日家庭福祉課長・福祉基盤課長・障害福祉課長通知の別紙1, 3, 4, 5及びその別添

⑤⑥は、平成19年6月5日家庭福祉課長・福祉基盤課長通知の別紙1, 2及びその別添

(参考)関係条文

社会福祉法(昭和26年法律第45号)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

(業務の質の評価等)

第二十四条の三 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第四十五条の三 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第七十六条の三 情緒障害見短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の五に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第八十四条の三 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

社団法人千葉県社会福祉士会代議員選挙結果

地区番号	市・区・町	定数	当選者	候補者氏名	総票数	得票数
1	旭市, 香取市, 匝瑳市, 香取郡(東庄町, 神埼町, 多古町), 銚子市	3	1	相澤 雅則		
			2	田中 美恵子		
			3	白井 正和		
2	山武郡(芝山町, 横芝光町, 大網白里町, 九十九里町), 山武市, 東金市	2	1	平賀 英幸		
			2	西沢 将行		
3	茂原市, いすみ市, 夷隅郡(大多喜町, 御宿町), 勝浦市, 長生郡(一宮町, 白子町, 長生村, 長南町, 長柄町, 睦沢町)	2	1	宇津木 優子		
			2	渋沢 茂		
4	安房郡(鋸南町), 鴨川市, 館山市, 南房総市	2	1	川名 真啓		
			2			
5	木更津市, 君津市, 袖ヶ浦市, 富津市	3	1	上谷 豪		
			2	南雲 いづみ		
			3	高木 淳佳		
6	市原市	3	1	森脇 小美子		
			2	沼里 季和		
			3			
7	千葉市(中央区, 緑区, 若葉区)	4	1	岡本 武志		
			2	犬伏 謙介		
			3	大橋 聡夫		
			4			
8	千葉市(稲毛区, 美浜区)	2	1	野田 滋		
			2			
9	千葉市(花見川区), 習志野市, 八千代市	4	1	弘永 正秀		
			2	市川 澄子		
			3	矢島 未季		
			4			
10	船橋市, 鎌ヶ谷市	4	1	高畑 和幸	58	19
			2	助川 未枝保		16
			3	佐藤 むつみ		12
			4	坂山 和枝		8
			次	高橋 恭子		3
11	市川市, 浦安市, 松戸市	5	1	山口 利史		
			2	樽林 元樹		
			3	須田 仁		
			4	飯田 義也		
			5	宮間 恵美子		
12	我孫子市, 柏市, 流山市, 野田市	5	1	片野 無事生	79	22
			2	松本 拓馬		19
			3	飯田 直美		15
			4	齋川 英文		12
			5	田中 千晶		9
			次	宮本 哲男		2
13	印西市, 印旛郡(栄町, 酒々井町), 富里市, 成田市, 白井市	3	1	大野 地平	29	11
			2	篠田 仁美		7
			3	南野 奈津子		6
			次	薄井 哲子		5
14	佐倉市, 四街道市, 八街市	3	1	岩田 邦明		
			2	田中 悦子		
			3	久保 純子		

当選者欄の数字は得票数順又は立候補届出順、次は次点の意味です。

倫理委員会

2012. 5. 19 (土) 10:00～ 社会福祉センター1階会議室

出席者：山崎委員長、佐久間弁護士、三橋委員、平野委員、事務局岡本

苦情受け付けに関するシステム確認

苦情を事務局で受け付けた際の対応について

→当面、全件について事務局員から事務局長へ報告。内容が倫理案件であるか否か（会員個人に関するものであるか否か）に関わらず、内容および対応案を事務局長から倫理委員長へ報告することとする。

倫理委員会の活動について

→当面は苦情を受けた際の予備調査から日本社士会への調査依頼作成。

苦情案件に関する委託の期限について

→一般社団法人への移行に合わせるのは困難。次々期理事会（H26～）の代をめぐりに委託解除できるよう準備を進める。

→日本社士会綱紀委員会での検討内容を倫理委員で共有。問題点を踏まえ千葉県版マニュアルの検討開始。

→理事会とは独立した組織であるため、理事が被申立人となった際にも処分できる仕組みを含めて検討。

基礎研修および今後行われる継続研修への対応について

→カリキュラム詳細を研修委員会に確認。委員長から内容案を委員に提示。

これまでの案件から、具体的に考えてもらう内容。

→自分の業務に近い内容について挙げた方が納得できる。

調査報酬について

→調査について、日本社士会と同水準とする。

委員会出席については交通費のみ費用弁償。